

伊集 守直 横浜国立大学経済学部教授

近年の地方自治体の財政状況は、地方財政健全化法の下で求められる財政健全化指標で見ると全体として大きく改善している。しかし、福祉分野を中心にサービス需要が引き続き拡大するなかで、事業分野によっては、住民から求められる行政サービスを提供するための十分な予算措置が行えていないという状況が生じている。

本特集では、地方自治体行政のなかでも予算規模が小さく、比較的注目度も低いと言える消費者行政(消費生活相談、消費者教育、事業者指導など)を取り上げる。この分野では、2009年9月の消費者庁の創設以降に、政府による各種交付金による支援のほか、地方交付税における基準財政需要額の算定額の引上げが行われてきたが、地方自治体での一般財源による予算措置が伸びず、恒常的な財源不足が発生している。そのため、担当部局や関連団体からは国による財源保障の強化を求める声も大きい。

地方消費者行政に関する重要事項について調査審議する機関として、消費者委員会のもとに地方消費者行政専門調査会が設置されている。同専門調査会では、2019年度より、これからの社会のあり方と消費者行政の課題に関する検討を行い、2020年8月に「20年後の消費者行政が目指すべき姿」を提言する報告書を発表している。

本特集では、これからの地方行政と財源措置のあり方も念頭に置きながら、地方消費者行政の現状や今後の課題について論じることとしたい。各論者については、研究者、弁護士、消費生活相談員、行政(首長経験者)の立場から同専門調査会に参加した各氏が、同専門調査会報告書を踏まえつつ、多角的な観点から地方消費者行政の論点と課題について論じている。読者におかれては、ぜひ下記URLに示される専門調査会報告書と併せてお読みいただきたい。

いじゅう もりなお

東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。修士(経済学)。静岡県立大学経営情報学部講師を経て、2011年横浜国立大学経済学部准教授、2018年より現職。

著書に、『財政赤字の国際比較』(分担執筆、岩波書店、2016年)、『地方財政・公会計制度の国際比較』(分担執筆、日本経済評論社、2016年)、『危機と再建の比較財政史』(分担執筆、ミネルヴァ書房、2013年)など。

地方消費者行政専門調査会報告書(2020年8月)

https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2020/houkoku/202008_chihou.html